

令和4年度後期選抜募集要項

福島県立猪苗代高等学校

〒969-3111 福島県耶麻郡猪苗代町字窪南3664

TEL 0242-62-3125 FAX 0242-63-0650

1 募集定員

課程	学科	募集定員	備考
全日制	普通科	40名	ただし、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する者とする。通学区域は「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込みの者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) (1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取り扱い

本校に出願する者は、併願は認めない。

5 出願期間

令和4年3月15日（火）から3月16日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・簡易書留とし、404円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年3月16日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

（2）（1）以外の者については、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

（3）中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

（4）入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- （1）志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- （2）自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- （3）提出期間は、令和4年3月15日（火）から3月18日（金）までとする。

郵送の場合には、3月18日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。（不明な点は、直接本校にお問い合わせください。）

9 願書受付

出願書類を提出した者には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

10 出願先変更

志願者は、令和4年3月17日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校から他の高等学校へ出願先の変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- (2) 他の高等学校から本校へ出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。その際、受験票を返還すること。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接では、中学校生活の様子や本校入学後の目標、高校卒業後の進路等について確認する。また、面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））を含む。

面接については点数化し、100点満点とする。

(3) 作文

本校が指定するテーマに関して、自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については点数化し、50点満点とする。

13 面接・作文の日時及び会場

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 日時・日程 | 令和4年3月22日（火） |
| ○作文 | 9：00～9：50（50分） |
| ○面接 | 10：10～（20分程度） |
| (2) 会場 | 本校 |
| (3) 受付時間 | 午前8時00分から午前8時30分 |
| (4) 持ち物 | 受験票、上書き、筆記用具 |
| ※ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。 | |

14 合格者発表

- (1) 令和4年3月23日（水）午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。